

CCNE連続オンライントーク 《 原発ゼロ社会への道 》
2024 第11回

**電気代に原発コスト上乘せ、
その違法性を問う
—— グリーンコープ^o託送料金訴訟**

2024.11.14

弁護士 小島 延夫

2017年9月28日に、経済産業省は、
電気事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年
経済産業省令第50号）によって、

電気事業法施行規則に、

「第2章 電気事業」の「第5節 発電事業」の次に、
「第5節の2 賠償負担金の回収等」、「第5節の3
廃炉円滑化負担金の回収等」という節を新たに設け、

その中において、

「賠償負担金」及び「廃炉円滑化負担金」に関する規定
を定め、

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則も

改正した。

電気事業法施行規則では、

一般送配電事業者が、その接続供給の相手方から、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を、回収し、回収したものを原子力発電事業者に払い渡さなければならない。と規定

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則で、「一般送配電事業者は、一般送配電事業の営業費として、賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金の額を算定する。」

賠償負担金とは？

- ▶ 原子力損害の賠償のために備えておくべきであった資金であって、旧原子力発電事業者が平成23年3月31日以前に原価として算定することができなかったもの
- ▶ 本来、原賠法上、賠償措置を取るべきは、原子力発電事業者
- ▶ その実質は、福島第一原発事故の賠償費が膨らんだ中で、その不足分2.5兆円を穴埋めするために負担を求められたもの。福島第一原発事故の損害賠償金に充てられるお金

廃炉円滑化負担金とは？

- ▶ 原子力発電工作物の廃止を円滑に実施するために必要な資金
- ▶ 廃炉会計を前提
- ▶ どう見ても、原子力発電事業のための費用

- ▶ 賠償負担金も、原子力発電事業のための費用

法律の委任に基づかない

- ▶ 電気事業法 18条3項は、送電料金（託送料金）は、適正な原価に利潤を追加したもの としている。
- ▶ 電気事業法 18条3項の「原価」は、送配電事業のための費用
- ▶ 送配電事業のための費用といえないものを、託送料金として徴収してはならないはず。
- ▶ 賠償負担金、廃炉円滑化負担金、そのいずれも、原子力発電事業のための費用
- ▶ 法律の改正なく、省令で、それを徴収すると定めるのは、法律の委任の範囲を超える。

なぜ訴訟を提起したか。

- ▶ もともと、電源開発交付金などを、電気料金で徴収する仕組みがおかしい ということでも勉強会
- ▶ しかし、当時は、まだ、規制料金時代（総括原価で電気料金全体が決められる）違法というのは難しい。
- ▶ それが、2017年・2020年からの完全自由化 そこで、突然に、賠償負担金・廃炉円滑化負担金という問題が出てきて、国会に法律が出ると思ったら、法律改正もなく、省令改正だけで徴収が決まった。
- ▶ どう考えても違法 法律の委任の範囲を超える。

電力自由化とも矛盾する。

- ▶ 電力自由化は、発電事業者間の競争によって、発電コストを下げていくなど、より効率的な電力供給と効率化による可能な限りの電力料金の引下げを目指す。
 - ▶ 送電料金は、送電にかかる費用のみ ①
 - ▶ 発電コストは、発電事業者が負担 発電事業者平等 ②
- というのが大原則（電力自由化の方向性を決めた、**電気事業審議会基本政策部会の平成11年報告**）

それがないと、発電事業者間の競争が成り立たなくなる＝電力自由化が機能しない。

会計原則にも反する。

- ▶ 原価計算基準その他の会計原則、会計基準は、他の会社の費用を、別会社の費用とすることを認めていない。
- ▶ 賠償負担金・廃炉円滑化負担金とともに、原子力発電事業者のコスト
- ▶ それを一般送配電事業者に付け替えることは、その事業の原価が何かを公開し、需要家・株主その他の関係者が識別可能な状態にし、公正さを保つためという会計の機能を著しく害する。

なぜ負けたか。2017年（平成29年） になって出てきた論理

- ▶ 平成29年4月12日衆議院経済産業委員会、経済産業大臣答弁
- ▶ 全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を託送料金により回収できる、これが電気事業法の解釈であります。その根源は、2000年に電力小売を部分的に自由化したときに、やはりそういう費用が取れなくなっていく可能性があるということで、当時、審議会で議論をしていたただいて（①）、託送料金で回収をするというメカニズムを入れていった（②）。

原子力発電事業者が自由化で不利になるということは想定なし。

- ▶ 「そういった費用が取れなくなっていく可能性
がある」ということで、当時、審議会で議論を
し」たことはない。
- ▶ 平成11年当時、経済産業省及び電力会社（当
時の一般電気事業者）は、多額の賠償負担が生
じるような事故が発生することはない、また、
原子力発電は安い発電であると盛んに宣伝 →
- ▶ 想定がない以上、その点を議論することもあり
得ないし、実際、そうした議論もされていない。

「メカニズムを入れた」こともない

- ▶ 託送料金で回収をするというメカニズムを入れていった（②）という事実もない。
- ▶ そもそも議論もされていない以上、入れることない。
- ▶ 平成11年報告書 託送料金についての原則としては、「託送コストの公正回収原則」（第一原則）と「事業者間公平の原則」（第二原則）のみを規定
- ▶ そこに「公益的課題に要する費用の公平負担の原則」などは記述されていない。

平成11年の時点で需要家に金銭負担をさせることは想定なし。

- ▶ 公益的課題への対応は、託送料金について規定する項目とは別の「④ 公益的課題達成のための必要事項」という項目に記載
- ▶ 記載されていることは、電力会社（当時の一般電気事業者）からの給電指令及び同時同量などの給電ルールに従うこと
- ▶ 電力自由化する以上、給電指令及び同時同量などの給電ルールに従うことは、需要家が負うべき当然の負担
- ▶ 金銭負担とは全く別のもの

平成11年報告書の「公益的課題」とは

- ▶ 公益的課題への対処方針として記述されているのは、給電指令及び同時同量などの給電ルールに新規参入者が従うというルール設定のみ＝同時同量原則を満たし、電力周波数の安定を図るという送配電事業にかかる公益の必要性
- ▶ これ自体は、送電事業者が当然実現すべき公益「一般送配電事業を営むために必要な原価」
- ▶ 送配電事業ではない問題（原子力発電事故による賠償問題や廃炉円滑化負担金問題）への対処は、まったく別の問題

- ▶ 国（経済産業省） 今でも、原発は安い電源
- ▶ 他方、**原発事故の損害賠償の負担、廃炉費用**について、原発事業者がそれを回収できる仕組みを作るべきだという。他に、**事故に備える保険料・放射性廃棄物処理の費用**あるはず。
- ▶ 事業者は、発電に要する費用を自分で負担すべき。その上で事業を進めるかどうか決めるべき。
- ▶ 公益上の理由で、国が補助をするのだったら、一般財源から、国会での議決を経て行うべき。
- ▶ 八田達夫意見書「エネルギー・セキュリティの確保、地球環境の保全といった公益的な課題で（中略）政治的な判断を要することは、経済産業大臣の権限を超える。」

控訴審で何をしたか。

- ▶ 電力自由化の中心にいた、元電気事業審議会委員、電力ガス取引等監視委員会委員長の、八田達夫氏に意見書を書いてもらう。
- ▶ 大島意見書
- ▶ 会計学者にも意見書を書いてもらう。
- ▶ 裁判所に対し、電力自由化のもとでの価格決定方法を理解してもらうように、わかりやすくプレゼン。
- ▶ 11月27日結審か

電力自由化と卸売電力価格

▶ 国の論理、原判決

「過去に安価な原子力発電による電気を等しく利用してきたにもかかわらず、原子力発電事業者から契約を切り替えた需要家は負担せず、引き続き原子力発電事業者から電気の供給を受ける需要家のみが全てを負担することは、需要家間の公平性の観点から適当ではな」いと論理

八田達夫意見書 その1

- ▶ この意見は、電力自由化の下で需要家が支払う電力料金がどのように決定されるのかを誤解している。
- ▶ 電力自由化の下では、電力料金は競争的市場で決定される。したがって、原子力発電事業者から電気の供給を受けた場合と、原子力発電事業者以外から電気の供給を受けた場合で、電力料金は基本的に同一。

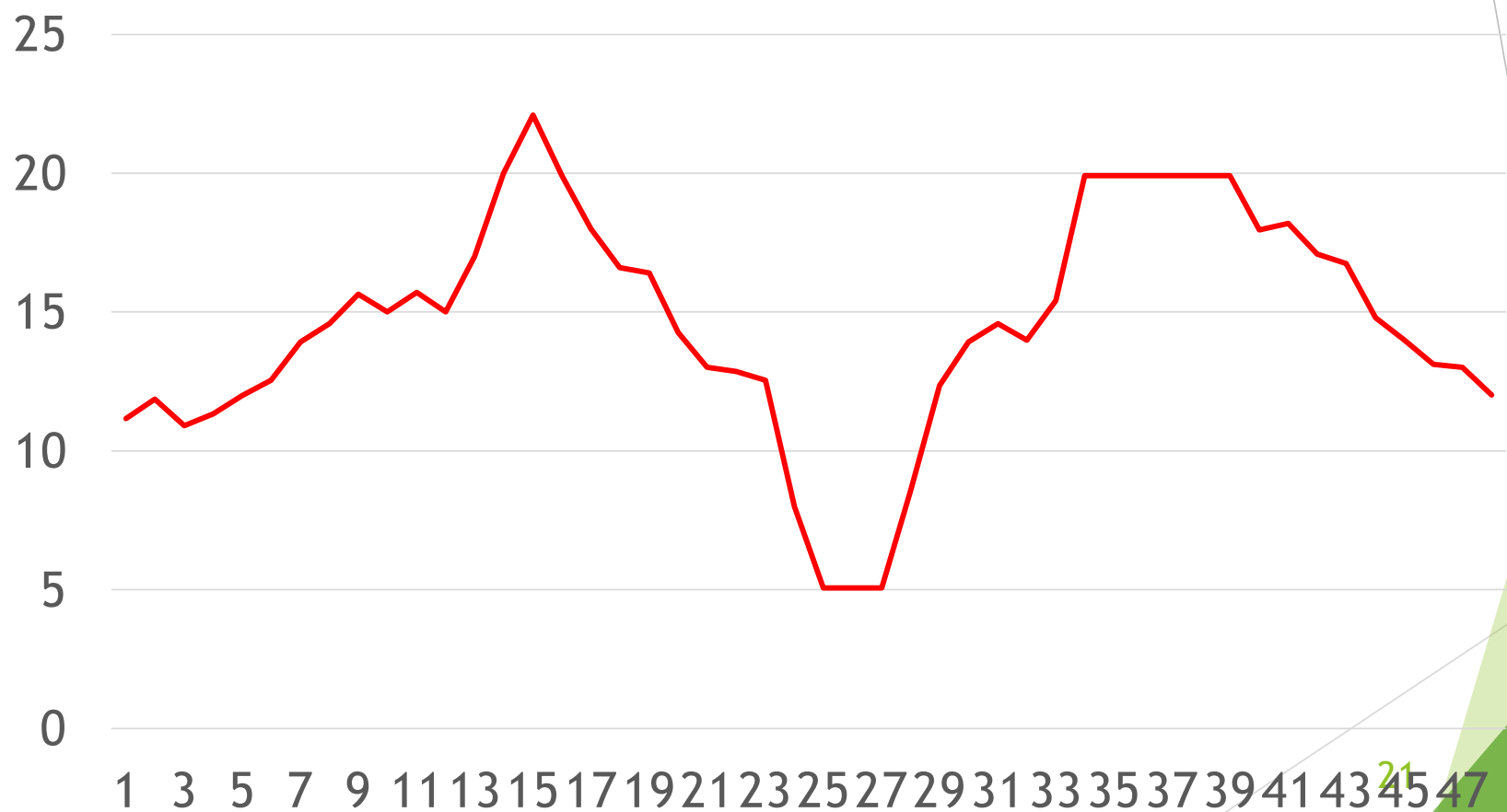
八田達夫意見書 その2

- ▶ 国の反論 市場で取引されるのは一部、6割ほどは相対取引
- ▶ 八田再反論 電力自由化の下では、相対取引でも、市場において自由に結ばれるため、相対取引同士の競争が生じ、相場が形成される。したがって、特定の電源の発電事業者がその特異なコストに基づいて特別な価格を設定することはできない。
- ▶ 市場と**裁定**される。

八田達夫意見書 その3

- ▶ 国の反論 **価格が同一でも**、原子力発電事業者から電気の供給を受ける需要家とそれ以外から電気の供給を受ける**需要家の間に負担の公平性が保てない**ことになることに変わりがない。
- ▶ 八田再反論 需要家は全て同じ電気料金を支払う以上、負担の公平性が保てないことはない。
- ▶ 電力自由化後は、「内訳」を積み上げた「原価」よりも、卸売電力料金は安くなることもある。現に、春や秋の土日休日には、昼間の時間帯の卸売電力料金は、0円となることも多い。
- ▶ そもそも需要家は自由に選択可能

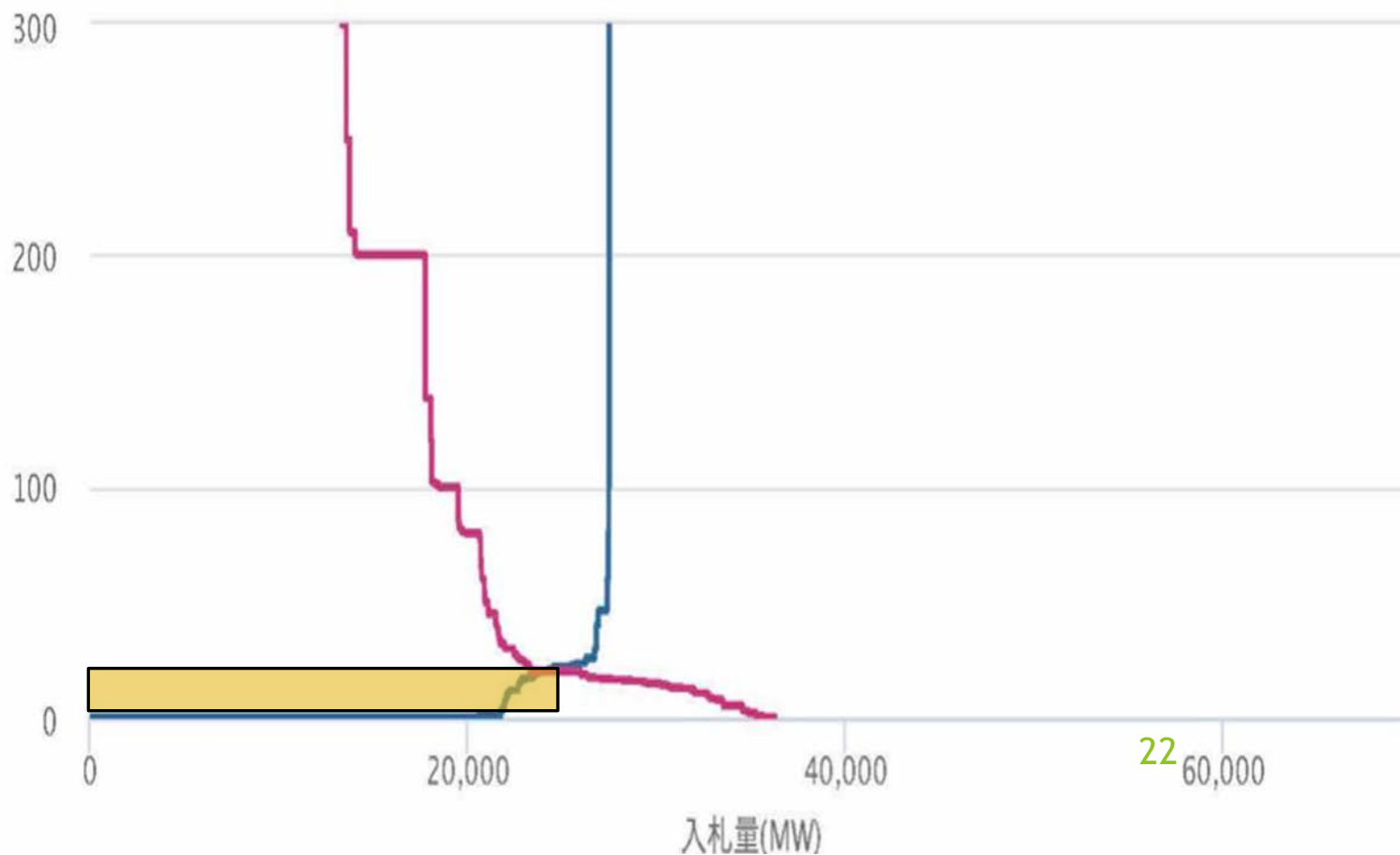
▶ 2023年11月27日の九州地域における電
力スポット市場での約定価格。



▶ 2023年11月27日午後6時九州地域の入札カーブ 19.91円が約定価格

(円/kWh)

— 売入札量累積 — 買入札量累積



▶ 2023年5月20日土曜日の九州地域における電力スポット市場での約定価格。

